

防災基本計画修正

新旧対照表

令和元年5月

防災基本計画修正 新旧対照表

第1編 総則

修正前	修正後
<p>第1編 総則 (略)</p> <p>第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応</p> <p>○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土における人口の偏在状況に拍車がかかっている。都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等がみられ、これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル等の安全確保対策等を講ずる必要がある。一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策が必要である。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。 <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項</p> <p>(略)</p> <p>○以上の観点を踏まえつつ、当面、防災業務計画及び地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は以下の通りとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 原子力災害対策の充実に関する事項</p> <p>原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実に行うこと。</p>	<p>第1編 総則 (略)</p> <p>第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応</p> <p>○人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国、公共機関及び地方公共団体は、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土における人口の偏在状況に拍車がかかっている。都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等がみられ、これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル等の安全確保対策、<u>一極集中の是正</u>等を講ずる必要がある。一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化、<u>コミュニティの活力維持</u>等の対策が必要である。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用が必要である。 <p>(略)</p> <p>第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項</p> <p>(略)</p> <p>○以上の観点を踏まえつつ、当面、防災業務計画及び地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は以下の通りとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 原子力災害対策の充実に関する事項</p> <p>原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の<u>重篤な確定的影響</u>を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり (略)</p> <p>2 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>○ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国〔総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省〕、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、<u>電話</u>等のライフライン施設や廃棄物処理施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及、訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国〔消防庁、文部科学省、国土交通省、林野庁〕及び地方公共団体は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>○市町村（都道府県）は、平常時から地域団体、<u>NPO</u>等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、<u>ボランティア団体</u>と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>ボランティア団体</u>及び<u>NPO</u>等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO</p> <p>第2編 各災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強い国づくり，まちづくり (略)</p> <p>2 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>○ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国〔総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省〕、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、<u>通信サービス</u>等のライフライン施設や廃棄物処理施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>2 防災知識の普及、訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国〔消防庁、文部科学省、国土交通省、<u>気象庁</u>、<u>国土地理院</u>、林野庁〕及び地方公共団体は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに</u>、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>○市町村（都道府県）は、平常時から地域団体、<u>NPO・ボランティア</u>等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、<u>NPO・ボランティア</u>等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及び<u>NPO</u>等との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア</u>等の活動支援や活動調整</p>	

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。<u>その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。</u></p> <p>(新規)</p>	<p>等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、行政・N P O・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>○国〔内閣府、環境省、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>
<p>(新規)</p>	<p>(3) 企業防災の促進</p> <p>(略)</p>
<p>○国〔内閣府、経済産業省等〕、地方公共団体及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国〔内閣府、経済産業省等〕及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>○国〔内閣府、経済産業省等〕、地方公共団体及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国〔内閣府、経済産業省等〕及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</p> <p>○国〔経済産業省〕は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援するものとする。</p> <p>○市町村（都道府県）、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p> <p>○国〔経済産業省、内閣府等〕は、商工会・商工会議所等中小企業等を取り巻く関係機関の協力を得て、市町村（都道府県）及び中小企業等に対して防災・減災対策に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。</p>
<p>(新規)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 災害教訓の伝承</p>	<p>4 災害教訓の伝承</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○国〔内閣府、各省庁、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等</p> <p>○国〔文部科学省、気象庁、内閣府等〕は、災害予知・予測研究及び観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。さらに、国〔内閣府〕は、関係機関の協力を得て、それらの情報の共有及び利活用に係るルール等を作成し、必要に応じて見直しを図るとともに、個別の情報毎に、関係機関間での共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする。その際、A I、ビッグデータ、宇宙技術等の活用も併せて検討するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMA T）の充実強化や実践的な訓練、ドクターへリの災害時の運用要領</p>	<p>○国〔内閣府、国土地理院、各省庁、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等</p> <p>○国〔文部科学省、気象庁、内閣府、国土地理院等〕は、災害予知・予測研究及び観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。また、国、地方公共団体等は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとし、国〔国土地理院〕は、複数の災害リスク情報等を一元的かつわかりやすく表示・提供できるシステムを構築するとともに、関係機関と連携して情報の充実に努めるものとする。さらに、国〔内閣府〕は、関係機関の協力を得て、それらの情報の共有及び利活用に係るルール等を作成し、必要に応じて見直しを図るとともに、個別の情報毎に、関係機関間での共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする。その際、A I、ビッグデータ、宇宙技術等の活用も併せて検討するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療ユーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMA T）の充</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県等は、災害時健康危機管理支援チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>○国〔総務省、消防庁〕は、研修等を通じて、全国における災害対策の質的向上の観点も含め、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員の育成、確保を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、地方公共団体及び空港管理者は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕は災害時の医療関係者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善</p>	<p>実強化や実践的な訓練、ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県等は、災害時健康危機管理支援チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省〕は、災害派遣福祉チームの活動内容の標準化及び質の確保を図るため、研修を実施し、各地域を主導する人材の育成を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔総務省、消防庁〕は、研修等を通じて、全国における災害対策の質的向上の観点も含め、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員の確保、育成を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、地方公共団体及び空港管理者は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。</p> <p>○災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、都道府県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、都道府県に対して適宜助言を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕は災害時の医療関係者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省〕は、災害時に都道府県、保健所等が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する災害医療コーディネーター、小児・周産期医療に関して災害医療コーディネーターのサポートを行う災害時小児周産期リエゾンの教育研修を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>一般の指定避難所</u>では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>○指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁、気象庁、総務省等〕及び市町村（都道府県）は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、ニアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>○国及び市町村（都道府県）は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 物資の調達、供給活動関係</p>	<p>ンも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難の受入れ及び情報提供活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定避難所</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>○指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁、気象庁、総務省等〕及び市町村（都道府県）は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、ニアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>○国〔総務省等〕、地方公共団体及びライフライン事業者は、ニアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、法務省、総務省、消防庁、気象庁、観光庁〕は、在日・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。</p> <p>○国及び市町村（都道府県）は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 物資の調達、供給活動関係</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
○国〔農林水産省、経済産業省、厚生労働省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量について、毎年度調査するものとする。 食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、レトルト食品、包装米飯、 <u>育児用調製粉乳</u> （乳アレルギーに対応したものを含む。）、飲料水（ペットボトル）、介護食品等の特別な配慮を要する避難者向け物資 生活必需品…下着、毛布、作業着、タオル、小型エンジン発電機、卓上カセットこんろ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯、乾電池、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、乳児用・小児用おむつ、女性用品、マスク	○国〔農林水産省、経済産業省、厚生労働省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量について、毎年度調査するものとする。 食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、レトルト食品、包装米飯、 <u>乳児用粉ミルク・液体ミルク</u> （乳アレルギーに対応したものを含む。）、飲料水（ペットボトル）、介護食品等の特別な配慮を要する避難者向け物資 生活必需品…下着、毛布、作業着、タオル、小型エンジン発電機、卓上カセットこんろ、カートリッジボンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯、乾電池、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、乳児用・小児用おむつ、女性用品、マスク
(略)	(略)
10 防災関係機関等の防災訓練の実施	10 防災関係機関等の防災訓練の実施
(略)	(略)
(2) 地方における防災訓練の実施	(2) 地方における防災訓練の実施
○地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、 <u>ボランティア</u> 団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に關係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。	○地方公共団体、公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、 <u>NPO・ボランティア等</u> 、要配慮者を含めた地域住民等の地域に關係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。
(略)	(略)
11 災害復旧・復興への備え	11 災害復旧・復興への備え
(1) 災害廃棄物の発生への対応	(1) 災害廃棄物の発生への対応
(略)	(略)
○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、 <u>適正かつ円滑・迅速に</u> 災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、 <u>円滑かつ迅速に</u> 災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
○都道府県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、 <u>適正かつ円滑・迅速に</u> 災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。	○都道府県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、 <u>円滑かつ迅速に</u> 災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
(略)	(略)
(2) 各種データの整備保全	(2) 各種データの整備保全
(略)	(略)
○公共土木施設管理者（海上災害においては国、地方公共団体及び港湾管理者、道路災害においては道路管理者）は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管	○公共土木施設管理者（海上災害においては国、地方公共団体及び港湾管理者、道路災害においては道路管理者）は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<p>施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。</p> <p>○国〔國土地理院〕は、被災前後比較による的確かつ効率的な被災状況把握等のため、平時から国土の経年変化等に応じ空中写真等の地理空間情報を整備するとともに、災害発生後は、必要に応じ、速やかに必要な箇所の同等の地理空間情報を整備するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p>
<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p>
<p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p>	<p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p>
<p>(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡</p> <p>(略)</p>
<p>○道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、被災地方公共団体は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災地方公共団体に連絡するものとする。また、被災地方公共団体は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、被災地方公共団体は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災地方公共団体に連絡するものとする。また、被災地方公共団体は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>5 広域的な応援体制</p> <p>(略)</p>	<p>5 広域的な応援体制</p> <p>(略)</p>
<p>○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○国〔総務省〕は、地方公共団体等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>6 国における活動体制</p> <p>(略)</p>	<p>6 国における活動体制</p> <p>(略)</p>
<p>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>(略)</p>
<p>○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにN P O・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。</p> <p>(略)</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略) ○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。 (略)	(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略) ○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びにN P O・ボランティア等及び各種団体の代表者等のその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めるものとする。 (略)
(7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 (略) ○非常本部等は、必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により、緊急に担当官を現地に派遣するものとする。	(7) 非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 (略) ○国〔内閣府〕は、必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により、緊急に担当官を現地に派遣するものとする。その際、国〔内閣府〕は、国〔内閣府〕及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成されるI S U T（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣し、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、地方公共団体等の災害対応を支援するものとする。 (略)
(略) ○国〔内閣府〕は、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置されない場合においても、現地での災害応急対策の調整及び推進を図るため必要があるときは、政府現地連絡調整室又は政府現地災害対策室の設置を行うものとする。政府現地連絡調整室等の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。	○国〔内閣府〕は、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置されない場合においても、現地での災害応急対策の調整及び推進を図るため必要があるときは、政府現地災害対策室の設置を行うものとする。政府現地災害対策室の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。
(8) 自衛隊の災害派遣 (略) ○自衛隊は、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣、海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。 (新規)	(8) 自衛隊の災害派遣 (略) ○自衛隊は、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣、海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。 ○大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。 (略)
第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)	第3節 災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 (略)

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関する被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>○国〔国土交通省〕は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関する被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p>○建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、国〔環境省〕、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行いうるものとする。</p>
<p>2 施設・設備等の応急復旧活動</p> <p>○迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、二次災害を防止するための国土保全施設等（火山災害においては火山活動状況の監視、観測施設等を含む。）に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。</p> <p>(新規)</p>	<p>2 施設・設備等の応急復旧活動</p> <p>○迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、二次災害を防止するための国土保全施設等（火山災害においては火山活動状況の監視、観測施設等を含む。）に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。</p> <p>○施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。</p>
<p>(1) 施設・設備の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 施設・設備の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>G I Sの活用等による情報提供</u>に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動</p> <p>(略)</p> <p>○被災都道府県は、災害派遣医療チーム（D M A T）等及びドクターへりに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕、地方公共団体及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p>	<p>第4節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動</p> <p>(略)</p> <p>○被災都道府県は、災害派遣医療チーム（D M A T）等及びドクターへりに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。<u>その際、災害医療コードィネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省〕、地方公共団体及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>○被災都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリの派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。</p>	<p>する。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、地方公共団体に対して適宜助言を行うものとする。</u></p> <p>(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請するものとする。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>○被災都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリの派遣に係る調整を行うものとする。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u>また、<u>被災都道府県は、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。</u></p>
<p>（略）</p> <p>○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT），日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構〕に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p>	<p>○都道府県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT），日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、<u>都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u>その際、<u>都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u></p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構〕に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p>
<p>（略）</p> <p>(4) 広域後方医療施設への傷病者の搬送</p> <p>（略）</p> <p>○被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、被災地方公共団体内の医療機関から航空搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。</p>	<p>（略）</p> <p>(4) 広域後方医療施設への傷病者の搬送</p> <p>（略）</p> <p>○被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、被災地方公共団体内の医療機関から航空搬送拠点までの重病者等の輸送を実施するものとする。<u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○非被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、航空搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路啓開等</p> <p>○国〔国土交通省〕は、<u>管理する国道について</u>早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行うものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて、道路の通行規制等が行われている場合、ＩＣＴ技術を活用し、<u>道路利用者に対して</u>ビーコン、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の開設</p> <p>○市町村は、発災時に必要に応じ<u>指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする</u>。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。<u>必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する</u>。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を<u>避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める</u>ものとする。</p>	<p>○非被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保・運営するとともに、航空搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重病者等の輸送を実施するものとする。その際、搬送先である非被災都道府県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエンスは、搬送先である非被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路啓開等</p> <p>○国〔国土交通省〕は、<u>自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プロープ情報の活用等により</u>早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行うものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて、道路の通行規制等が行われている場合、<u>通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるよう</u>ＩＣＴ技術を活用し、ビーコン、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、<u>交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努める</u>ものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難の受入れ及び情報提供活動</p> <p>(略)</p> <p>3 指定避難所</p> <p>(1) 指定避難所の開設</p> <p>○市町村は、発災時に必要に応じ<u>指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする</u>。また、要配慮者のため、<u>必要に応じて</u>福祉避難所を開設するものとする。<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する</u>。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を<u>実質的に</u>福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</p> <p>○市町村は、避難所を開設する場合には、<u>あらかじめ</u>施設の安全性を確認するものとする。</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
(2) 指定避難所の運営管理等	(2) 指定避難所の運営管理等
(略)	(略)
○市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。	○市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
(略)	(略)
5 広域一時滞在	5 広域一時滞在
(略)	(略)
○市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの <u>被災者</u> を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの <u>被災住民</u> を受け入れができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
(略)	(略)
第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動	第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動
(略)	(略)
1 保健衛生	1 保健衛生
(略)	(略)
○特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、 <u>ボランティア団体等</u> の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。	○特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、 <u>NPO・ボランティア等</u> の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
(略)	(略)
第11節 自発的支援の受入れ	第11節 自発的支援の受入れ
(略)	(略)
1 ボランティアの受入れ	1 ボランティアの受入れ
(略)	(略)
○また、地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている <u>NPO・NGO等</u> のボランティア団体及び <u>NPO等</u> との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援や <u>これらの異なる組織</u> の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティア <u>を行っている者</u> の生活環境について配慮するものとする。	○地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている <u>NPO等</u> との連携を図るとともに、中間支援組織（ <u>NPO・ボランティア等</u> の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。
(略)	(略)
第3章 災害復旧・復興	第3章 災害復旧・復興
(略)	(略)
第2節 迅速な原状復旧の進め方	第2節 迅速な原状復旧の進め方

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>1 被災施設の復旧等 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことが適當と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。</p> <p>（新規）</p> <p>（略）</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>○地方公共団体は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた<u>都道府県廃棄物処理計画</u>及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>○地方公共団体は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、<u>産業廃棄物処理業者</u>、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成 (略)</p> <p>○都道府県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。</p> <p>（新規）</p>	<p>1 被災施設の復旧等 (略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等から要請があり、かつ当該都道府県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことが適當と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、当該都道府県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。</p> <p>○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は、<u>被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>○地方公共団体は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた<u>災害廃棄物処理計画等</u>に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>○地方公共団体は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、<u>廃棄物処理業者</u>、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成 (略)</p> <p>○都道府県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。</p> <p>○国〔国土地理院〕は、<u>大きな地殻変動が生じた地域を対象に、測量成果を修正し、復興事業の位置の基準を提供する。また大きな被災が生じた地域を対象に、計画的復興の基盤となる地理空間情報を整備・提供するものとする。</u></p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>2 防災まちづくり (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。），災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p> <p>○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>（新規）</p> <p>（略）</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 (新規)</p> <p>（新規）</p> <p>（略）</p>	<p>2 防災まちづくり (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る。），災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が緊密に連携し</u>、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p> <p>○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>○市町村は、<u>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 ○市町村（都道府県）は、<u>あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>○国〔経済産業省〕は、<u>市町村（都道府県）が行う中小企業等の被害状況の把握を支援するため、災害発生時における情報収集の手順・方法等に関するマニュアルの作成等の取組を推進するものとする。</u></p> <p>（略）</p>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>(略)</p> <p>第2節 地震に強い国づくり，まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>3 地震に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>(2) 建築物の安全化</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕，地方公共団体及び施設管理者は，建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策，ブロック塀及び家具の転倒防止対策，エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また，国〔国土交通省，気象庁〕は，超高層建築物等における長周期地震動対策として，新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに，既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進や，長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔文化庁等〕及び地方公共団体は，文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 崖地，液状化対策等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに，宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p>○国〔農林水産省〕及び地方公共団体は，地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について，ハザードマップの作成等により，適切な情報提供を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>(略)</p> <p>第2節 地震に強い国づくり，まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>3 地震に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>(2) 建築物の安全化</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕，地方公共団体及び建築物の所有者等は，建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策，ブロック塀及び家具の転倒防止対策，エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また，国〔国土交通省，気象庁〕は，超高層建築物等における長周期地震動対策として，新築時に長周期地震動を考慮した設計を求めるとともに，既存の超高層建築物等の長周期地震動対策としての診断・改修の推進や，長周期地震動に関する情報提供を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔文化庁等〕及び地方公共団体は，文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。</p> <p>○国〔海上保安庁〕は，航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに，発災時に航路標識の機能を維持するため，海水浸入防止対策及び予備電源設備の整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 崖地，液状化対策等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに，宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p>○国〔農林水産省〕及び地方公共団体は，地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し，人的被害を与えるおそれのあるため池について，緊急連絡体制等を整備するとともに，決壊した場合の影響度が大きいため池から，ハザードマップの作成・周知，耐震化や統廃合などを推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の<u>保証</u>が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の<u>補償</u>が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第4節 地震災害及び地震防災対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 地震災害及び地震防災対策に関する研究の推進</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 地震災害及び地震防災対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 地震災害及び地震防災対策に関する研究の推進</p> <p>(略)</p>
<p>○国〔文部科学省、気象庁、内閣府等〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○国〔文部科学省、気象庁、内閣府、<u>国土地理院等</u>〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p>
<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p>
<p>○国〔消防庁、気象庁、総務省〕及び地方公共団体は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○国〔消防庁、気象庁、総務省〕及び地方公共団体は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p>	<p>11 災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p>
<p>(3) 罹災証明書の発行体制の整備</p>	<p>(3) 罹災証明書の発行体制の整備</p>
<p>○第2編1章6節11項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」</p> <p>(新規)</p>	<p>○第2編1章6節11項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」</p> <p>○市町村は、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局</u>とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、<u>発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p>
<p>○東海地震について警戒宣言が発せられた場合の対応については、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定めるところによる。</p>	<p>○東海地震について警戒宣言が発せられた場合の対応については、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定めるところによる。</p>

修正前	修正後
(新規)	○南海トラフ地震について、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応については、「 <u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画</u> 」に定めるところによる。
(略)	(略)
第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動
(略)	(略)
2 二次災害の防止活動	2 二次災害の防止活動
(略)	(略)
(4) 爆発等及び有害物質による二次災害対策	(4) 爆発等及び有害物質による二次災害対策
(略)	(略)
○国〔環境省〕、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。	(削除)
(略)	(略)
第3章 災害復旧・復興	第3章 災害復旧・復興
(略)	(略)
第3節 計画的復興の進め方	第3節 計画的復興の進め方
1 復興計画の作成	1 復興計画の作成
(略)	(略)
○国〔国土地理院〕は、大きな地殻変動が生じた地域を対象に、測量成果の再改定を図り、復興事業の位置の基準を提供する。また大きな被災が生じた地域を対象に、計画的復興の基盤となる地理空間情報を整備・提供するものとする。	(削除)
(略)	(略)

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防 (略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進 (略)</p> <p>2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略)</p> <p>○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の<u>保証</u>が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。 (略)</p> <p>第4節 津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進 (略)</p> <p>(1) 津波災害及び津波防災対策に関する研究の推進 (略)</p> <p>○国〔文部科学省、気象庁、内閣府等〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。 (略)</p> <p>(2) 予測、観測の充実・強化等 (略)</p> <p>○国〔文部科学省、国土交通省、国土地理院、気象庁〕は、津波予測の高精度化のため、海底地震計、<u>ケーブル式沖合水圧計</u>、G P S 波浪計等、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を図るものとする。 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国〔消防庁、国土交通省、気象庁、総務省〕及び地方公共団体は、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計、津波高の観測に必要な潮位計、G P S 波浪計、水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、<u>災害情報共有システム（ニアラート）</u>その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。 (略)</p>	<p>第4編 津波災害対策編</p> <p>第1章 災害予防 (略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進 (略)</p> <p>2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略)</p> <p>○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の<u>補償</u>が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。 (略)</p> <p>第4節 津波災害及び津波防災対策に関する研究及び観測等の推進 (略)</p> <p>(1) 津波災害及び津波防災対策に関する研究の推進 (略)</p> <p>○国〔文部科学省、気象庁、内閣府、<u>国土地理院等</u>〕は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。 (略)</p> <p>(2) 予測、観測の充実・強化等 (略)</p> <p>○国〔文部科学省、国土交通省、国土地理院、気象庁〕は、津波予測の高精度化のため、海底地震計、<u>海底水圧計</u>、G P S 波浪計等、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を図るものとする。 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国〔消防庁、国土交通省、気象庁、総務省〕及び地方公共団体は、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計、津波高の観測に必要な潮位計、G P S 波浪計、水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、<u>ニアラート（災害情報共有システム）</u>その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。 (略)</p>

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 (略) ○東海地震について警戒宣言が発せられた場合の対応については、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定めるところによる。 (新規) (略) 第1節 災害発生直前の対策 1 津波警報等の伝達 (略) ○津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。 (略) 第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動 (略) 2 二次災害の防止活動 (略) (3) 爆発等及び有害物質による二次災害対策 (略) <u>○国〔環境省〕、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。</u> (略)	第2章 災害応急対策 (略) ○東海地震について警戒宣言が発せられた場合の対応については、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定めるところによる。 ○南海トラフ地震について、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に定めるところによる。 (略) 第1節 災害発生直前の対策 1 津波警報等の伝達 (略) ○津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。 (略) 第10節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動 (略) 2 二次災害の防止活動 (略) (3) 爆発等及び有害物質による二次災害対策 (略) <u>(削除)</u> (略)

修正前	修正後
<p>第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり ○国及び地方公共団体は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い国づくり、まちづくりを行うものとする。 (新規)</p> <p>(略) 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 (略) ○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (略) ・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。</p> <p>(略) ・国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、国〔農林水産省〕は、森林の有する災害防止機能に関する調査・研究等を推進するものとする。</p> <p>・国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、<u>老朽ため池等の補強</u>、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。</p> <p>・国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等により、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。</p>	<p>第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第1節 風水害に強い国づくり、まちづくり ○国及び地方公共団体は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い国づくり、まちづくりを行うものとする。 <u>○国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u> (略) 2 風水害に強いまちづくり (1) 風水害に強いまちの形成 (略) ○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (略) ・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、<u>土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</u> (略) ・国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、<u>脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。</u>さらに、国〔農林水産省〕は、森林の有する災害防止機能に関する調査・研究等を推進するものとする。 ・国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、<u>決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合</u>、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。 ・国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等により、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。</p>

修正前	修正後
(新規) ・ <u>海岸管理者及び港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。</u> (略)	・国〔国土交通省〕及び <u>港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。</u> ・港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。 (略)
(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保 (略) ○地方公共団体は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するものとする。 (新規)	(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保 (略) ○地方公共団体は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するものとする。 ○国〔海上保安庁〕は、航路標識の整備・老朽化対策を行うとともに、発災時に航路標識の機能を維持するため、海水浸入防止対策及び予備電源設備の整備を推進するものとする。 (略)
(略) 第2節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略) ○国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、被害の防止、軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。 (略) (新規)	第2節 国民の防災活動の促進 (略) 2 防災知識の普及、訓練 (1) 防災知識の普及 (略) ○国〔内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、被害の防止、軽減の観点から、 <u>住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び</u> 早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。 (略) ○国及び地方公共団体は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。 ○〔国土交通省、気象庁等〕及び地方公共団体は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。 ○国〔内閣府、厚生労働省、国土交通省等〕及び市町村（都道府県）は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 ○国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。 (略)
(新規) (新規) (新規) (略)	

修正前	修正後
<p>○市町村（都道府県）は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。</p> <p>（略）</p> <p>○国〔内閣府、気象庁〕は、竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解ができるよう、竜巻注意情報等の竜巻等突風に関する情報の解説に努める。国〔気象庁〕は、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。</p> <p>○国〔国土交通省、気象庁〕は、河川の洪水時の状況を住民が容易に理解ができるよう、河川情報や、洪水警報の危険度分布などの気象情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。</p> <p>○国〔国土交通省、気象庁〕は、土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報などの気象情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。</p> <p>（新規）</p> <p>○国及び地方公共団体は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>（略）</p> <p>○水災については、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p>	<p>○市町村（都道府県）は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。</p> <p>（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>○国〔国土交通省、気象庁〕は、河川の洪水時の状況を住民が容易に理解できるよう、河川情報や、洪水警報の危険度分布などの気象情報及び起こりうる洪水等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。</p> <p>○国〔国土交通省、気象庁〕は、土砂災害の状況を住民が容易に理解できるよう、土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報などの気象情報及び起こりうる土砂災害等の現象の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。</p> <p>○国〔内閣府、気象庁〕は、竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解ができるよう、竜巻注意情報等の竜巻等突風に関する情報の解説に努める。国〔気象庁〕は、報道機関等の協力を得て、国民に正確な知識を普及するものとする。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（略）</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>（略）</p> <p>○水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の発表及び伝達 (新規)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民の避難誘導体制 (略)</p> <p>○市町村は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都道府県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民の避難誘導体制 (略)</p> <p>○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省〕及び都道府県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要</p>	<p>に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の発表及び伝達</p> <p>○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民の避難誘導体制 (略)</p> <p>○市町村は、災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都道府県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住民の避難誘導体制 (略)</p> <p>○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要</p>

修正前	修正後
<p>に応じ見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省〕は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省〕は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>に応じ見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市町村は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕は、市町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省〕及び道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</p> <p>○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達</p> <p>○国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○市町村は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

第5編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>○市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること</u>などにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及、訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の<u>保証</u>が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔気象庁、海上保安庁、国土地理院等〕、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、噴火や火山現象の発生機構等の調査や、マグマの蓄積状況、水蒸気噴火の兆候、火山周辺における地殻変動等の観測に関する研究及び技術開発に努めるとともに、観測体制の充実を図るものとする。</p> <p>○国〔気象庁等〕、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、大規模な降灰の発生、拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第6編 火山災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>(略)</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及、訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の<u>補償</u>が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等</p> <p>(略)</p> <p>○国〔気象庁、文部科学省、海上保安庁、国土地理院等〕、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、噴火や火山現象の発生機構等の調査や、マグマの蓄積状況、水蒸気噴火の兆候、火山周辺における地殻変動等の観測に関する研究及び技術開発に努めるとともに、観測体制の充実を図るものとする。</p> <p>○国〔気象庁、文部科学省等〕、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、大規模な降灰の発生、拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
第7編 雪害対策編 (略)	第7編 雪害対策編 (略)
第2章 災害応急対策 (略)	第2章 災害応急対策 (略)
第3節 除雪の実施、雪崩災害・複合災害の防止及び応急復旧活動 (略) (新規) (新規)	第3節 除雪の実施、雪崩災害・ <u>二次災害</u> ・複合災害の防止及び応急復旧活動 (略) <u>2 二次災害の防止活動</u> ○第2編2章3節1項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」
<u>2 施設・設備等の応急復旧活動</u> (略)	<u>3 施設・設備等の応急復旧活動</u> (略)

修正前	修正後
第8編 海上災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 船舶の安全な運航の確保 (略) ○船舶の航行の安全を図るため、その通信手段を確保するものとする。 (略) ・国〔総務省〕は、船舶局等の検査体制の充実を図る。 (新規) (略) 第5節 海上交通環境の整備 (略) ○国〔海上保安庁〕は、航路標識の整備を行うものとする。 (略)	第8編 海上災害対策編 第1章 災害予防 (略) 第2節 船舶の安全な運航の確保 (略) ○船舶の航行の安全を図るため、その通信手段を確保するものとする。 (略) ・国〔総務省〕は、船舶局等の検査体制の充実を図る。 ○国〔海上保安庁〕は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。 (略) 第5節 海上交通環境の整備 (略) ○国〔海上保安庁〕は、航路標識の整備・老朽化対策を行うものとする。 (略)

第9編 航空災害対策編

修正前	修正後
第9編 航空災害対策編 (略)	第9編 航空災害対策編 (略)

第10編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
第10編 鉄道災害対策編 (略)	第10編 鉄道災害対策編 (略)

第11編 道路災害対策編

修正前	修正後
第11編 道路災害対策編 (略)	第11編 道路災害対策編 (略)

修正前	修正後
第12編 原子力災害対策編 (略)	第12編 原子力災害対策編 (略)
第1章 災害予防 (略)	第1章 災害予防 (略)
第2節 防災知識の普及 1 防災知識の普及 (略)	第2節 防災知識の普及 1 防災知識の普及 (略)
○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省、消防庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、住民に対し、緊急時にとるべき行動、 <u>避難所</u> での行動、原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及、啓発を図るものとする。教育機関は、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 (略)	○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、文部科学省、消防庁〕、地方公共団体及び原子力事業者は、住民に対し、緊急時にとるべき行動、 <u>指定避難所等</u> での行動、原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及、啓発を図るものとする。教育機関は、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 (略)
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略)	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略)
1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)	1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)
○国、地方公共団体及び原子力事業者は、内閣府の原子力防災専門官、原子力事業者の原子力防災要員（以下「防災要員」という。）等を原子力災害発生場所等において情報の収集・連絡にあたる要員としてあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図るものとする。 (新規) (略)	○国、地方公共団体及び原子力事業者は、内閣府の原子力防災専門官、原子力事業者の原子力防災要員（以下「防災要員」という。）等を原子力災害発生場所等において情報の収集・連絡にあたる要員としてあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図るものとする。 ○国〔気象庁〕は、気象情報を迅速に提供するため、平常時からシステムの維持・管理を行うとともに、緊急時に適切な対応をとれるよう体制を整備するものとする。 (略)
(4) 各機関の防災体制の整備 (略)	(4) 各機関の防災体制の整備 (略)
○国〔原子力規制委員会〕は、庁舎内に電話回線、ファクシミリ、テレビ会議システム、E R S S、モニタリング情報等の表示端末等必要な資機材を備えた十分な広さを有するオペレーションセンターを整備・維持するものとする。 (略)	○国〔原子力規制委員会〕は、庁舎内に電話回線、ファクシミリ、テレビ会議システム、E R S S、モニタリング情報等の表示端末等必要な資機材を備えた十分な広さを有する <u>緊急時対応センター（原子力規制庁）</u> を整備・維持するものとする。 (略)
(10) 緊急時モニタリング体制の整備 (略)	(10) 緊急時モニタリング体制の整備 (略) <u>(削除)</u>
○国〔気象庁〕は、緊急時モニタリングに関し、気象情報を迅速に提供するため、平常時からシステムの維持・管理を行うとともに、緊急時に適切な対応をとれるよう体制を整備するものとする。 (略)	(略)
4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係 (1) 救助・救急活動関係	4 救助・救急、医療、安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係 (1) 救助・救急活動関係

修正前	修正後
(略)	(略)
○原子力事業者は、 <u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u> の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療等を行える体制を整備しておくとともに、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、 <u>被ばく患者や被ばく傷病者等</u> の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。	○原子力事業者は、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療等を行える体制を整備しておくとともに、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、 <u>被ばく傷病者等</u> の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。
(略)	(略)
(2) 医療活動関係	(2) 医療活動関係
(略)	(略)
○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、 <u>指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構〕、独立行政法人国立病院機構（被ばく医療に係る事項に限る。）</u> 、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力事業者等と調整の上、地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害医療機関を選定するなど、原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力事業者等と調整の上、地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる <u>原子力災害拠点病院</u> を指定し、 <u>原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関</u> を登録するなど、 <u>地域の原子力災害医療体制の整備に努めるもの</u> とする。
(新規)	○国〔原子力規制委員会〕は、主に原子力災害拠点病院で対応が困難な被ばく傷病者等の受入れを行う高度被ばく医療支援センターを指定するとともに、複数の機関を指定する場合は、そのうち一の機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定するほか、原子力災害医療派遣チームの派遣及び派遣調整を行う原子力災害医療・総合支援センターの指定を行うなど、原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。
○国〔原子力規制委員会〕、 <u>地方公共団体及び拠点となる原子力災害医療機関は、拠点となる原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努めるもの</u> とする。	○国（原子力規制委員会）及び地方公共団体は、 <u>高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるもの</u> とする。
(新規)	○高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等は、 <u>原子力災害医療に係る情報システムの活用に努めるもの</u> とする。
○国〔原子力規制委員会〕は、 <u>指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構〕、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び被災地域外の地方公共団体等と協力して、原子力災害医療派遣チームを編成できるよう、体制の整備を行うもの</u> とする。	○国〔原子力規制委員会〕は、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、 <u>被災地域外の地方公共団体等と協力して、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等が原子力災害医療派遣チームを編成できるよう、体制の整備を行うもの</u> とする。
○国〔原子力規制委員会〕は、 <u>原子力災害発生時に迅速な派遣が可能な原子力災害医療に係る医療チームに参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するもの</u> とする。	○国〔原子力規制委員会〕は、 <u>原子力災害発生時に迅速な派遣が可能な原子力災害医療派遣チームに参加する医師、看護師等に対する教育研修を推進するもの</u> とする。

修正前	修正後
<p>○都道府県は、原子力災害医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、原子力災害医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関及び一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>○高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関は、関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため、医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するなど、原子力事業者と連携し、国及び地方公共団体による原子力災害医療体制の整備に協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災業務関係者に対する研修</p> <p>(略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕は、文部科学省及び厚生労働省と協力し、原子力災害医療の実施に備え、医療機関等に対し、基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく患者への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は、所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<p>○原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）は、原子力災害医療派遣チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、原子力災害医療派遣チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する原子力災害拠点病院及び一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するよう努めるものとする。</p> <p>○高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院は、関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため、医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するなど、原子力事業者と連携し、国及び地方公共団体による原子力災害医療体制の整備に協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災業務関係者に対する研修</p> <p>(略)</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕は、文部科学省及び厚生労働省と協力し、原子力災害医療の実施に備え、医療機関等に対し、基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく傷病者等への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は、所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>○気象庁は、気象情報を、官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） (略) ○原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。（所在都道府県及び関係周辺都道府県は、その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。） (新規) (略)</p> <p>5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動 (1) 緊急時モニタリング (略) ○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、緊急時モニタリングセンターから<u>の意見等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂し</u>、関係機関に対して必要な指示及び<u>調整</u>を行うとともに、地方公共団体が行う緊急時モニタリングに対して、要請に基づき必要な支援を行うものとする。また、原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じ、関係省庁、関係地方公共団体、原子力事業者等が緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、<u>緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂する</u>ものとする。 (略) ○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った後においても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を<u>緊急時モニタリングセンターで定期的に共有する</u>ものとする。 <u>○緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの結果等を周辺市町村に連絡する</u>ものとする。 (略) <u>○気象庁は、緊急時モニタリングに関し、気象情報を、官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡する</u>ものとする。 (略)</p> <p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (略) ○原子力災害合同対策協議会は、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部</u>及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したU P Z内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。</p>	<p>4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） (略) ○原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。（所在都道府県及び関係周辺都道府県は、その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。） <u>○気象庁は、気象情報を、官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡する</u>ものとする。 (略)</p> <p>5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動 (1) 緊急時モニタリング (略) ○原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、<u>緊急時モニタリングセンター等と緊急時モニタリング実施計画の改訂について調整し</u>、関係機関に対して必要な指示及び<u>要請</u>を行うとともに、地方公共団体が行う緊急時モニタリングに対して、要請に基づき必要な支援を行うものとする。また、原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じ、関係省庁、関係地方公共団体、原子力事業者等が緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催するものとする。 (略) ○原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った後においても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を<u>原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）に定期的に共有する</u>ものとする。 <u>○原子力災害現地対策本部は、緊急時モニタリングの結果等を原子力災害合同対策協議会の場において周辺市町村に説明する</u>ものとする。 (略) <u>削除</u></p> <p>第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (略) ○原子力災害合同対策協議会は、<u>現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したU P Z内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転等の実施方針について確認を行った</u>後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>7 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、国<u>の指導、助言及び指示</u>に基づき、<u>又は独自の判断</u>により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>○原子力事業者は、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>を原子力災害医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>となる住民等の原子力災害医療機関への搬送等の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。</p> <p>○地方公共団体は、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>の処置を行った原子力災害医療機関の求めに応じて、速やかに、当該医療機関における放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動</p> <p>○被災地方公共団体及び被災地の医療機関は、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、<u>拠点となる原子力災害医療機関</u>を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>○各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関は、状況に応じ、<u>原子力災害医療チーム</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体及び拠点となる原子力災害医療機関は、<u>原子力災害医療機関等</u>の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>7 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、国<u>の指示及び要請</u>に基づき、飲食物の<u>放射性核種濃度測定</u>及び必要な出荷制限、摂取制限を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>○原子力事業者は、<u>被ばく傷病者等</u>を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者等に随行できない場合には、事故の状況、患者等の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、<u>被ばく傷病者等</u>となる住民等の原子力災害拠点病院等への搬送等の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。</p> <p>○地方公共団体は、<u>被ばく傷病者等</u>の処置を行った原子力災害拠点病院等の求めに応じて、速やかに、当該医療機関における放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動</p> <p>○被災地方公共団体及び被災地の医療機関は、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、<u>原子力災害拠点病院</u>を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>○原子力災害拠点病院は、状況に応じ、<u>原子力災害医療派遣チーム</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○国〔原子力規制委員会〕、地方公共団体、<u>高度被ばく医療支援センター</u>及び<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>は、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を原子力</p>

修正前	修正後
<p>(2) 原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣等</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに拠点となる原子力災害医療機関又は原子力災害現地対策本部に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣について要請するものとする。</p> <p>○原子力規制委員会、原子力災害医療・総合支援センター、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び被災地域外の都道府県（市町村）は、医師を確保し、原子力災害医療派遣チーム等を編成し、派遣するものとする。</p> <p>○原子力災害医療派遣チームを編成した拠点となる原子力災害医療機関は、原子力災害現地対策本部にその旨を報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、原子力災害医療調整官を通じて原子力災害現地対策本部と調整し、その区域内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チームの派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>○緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は原子力規制委員会、地方公共団体等からの要請に基づき、原子力災害派遣チーム等の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>(3) 原子力災害医療の実施</p> <p>○都道府県は、応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、原子力災害医療活動を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(新規)</p> <p>○高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの派遣する医療従事者等は、原子力災害医療派遣チーム又は専門派遣チームとして、都道府県の災害対策本部の下で、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>○高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、各地域で中核的な機能を担う拠点となる原子力災害医療機関等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p>	<p>災害医療に係る情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(2) 原子力災害医療派遣チーム及び専門家の派遣等</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに原子力災害医療・総合支援センター又は原子力災害現地対策本部に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣について要請するものとする。</p> <p>○原子力規制委員会、原子力災害医療・総合支援センター、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し、原子力災害医療派遣チーム等を編成し、派遣するものとする。</p> <p>○原子力災害医療派遣チームの派遣を調整した原子力災害医療・総合支援センターは、原子力災害現地対策本部にその旨を報告するものとする。</p> <p>○被災地域を含む立地道府県等は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、原子力災害医療調整官を通じて原子力災害現地対策本部と調整し、その区域内又は近隣立地道府県等からの原子力災害医療派遣チームの派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害拠点病院、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>○緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は原子力規制委員会、地方公共団体等からの要請に基づき、原子力災害医療派遣チーム等の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>(3) 原子力災害医療の実施</p> <p>○立地道府県等は、応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、原子力災害医療活動を行うものとする。</p> <p>○原子力災害拠点病院は、原子力災害医療の中心となって機能し、被ばく傷病者等を受け入れ、適切な診療等を行う。また、原子力災害医療協力機関は、地方公共団体や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力する。</p> <p>○原子力災害医療・総合支援センターから派遣される原子力災害医療派遣チーム又は高度被ばく医療支援センターから派遣される専門家は、立地道府県等の災害対策本部の下で、被ばく傷病者等に対する診療について、原子力災害拠点病院の関係者を支援するとともに、自らもこれに協力して医療活動等を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(略)</p> <p>○高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院で対応困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p>

修正前	修正後
<p>○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターで受診した相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合、これに協力するものとする。</p> <p>○高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、除染、障害治療、追跡調査等について、互いに緊密な連携をとって行うものとする。</p> <p>○国〔消防庁〕は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について、都道府県の災害対策本部、現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。</p> <p>○自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について輸送支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、高度被ばく医療支援センターを受診した相当程度の被ばく傷病者等に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合、これに協力するものとする。</p> <p>○高度被ばく医療支援センターは、除染、放射線障害に対する医療、追跡調査等について、原子力災害医療・総合支援センターと連携して行うものとする。</p> <p>○国〔消防庁〕は、被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターへの搬送について、立地道府県等の災害対策本部、現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。</p> <p>○自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターへの搬送について輸送支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第3章 災害復旧</p> <p>第1節 原子力緊急事態解除宣言等</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 災害復旧</p> <p>第1節 原子力緊急事態解除宣言等</p> <p>(略)</p>
<p>○原子力緊急事態解除宣言後、原子力規制委員会は緊急時モニタリングセンターを廃止するものとする。引き続き、原子力規制委員会の統括の下で、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、協力して放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p> <p>○地方公共団体は、環境モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、各種制限措置の解除を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○原子力緊急事態解除宣言後、原子力規制委員会は緊急時モニタリングセンターを廃止するものとする。引き続き、原子力規制委員会の統括の下で、関係省庁、地方公共団体及び原子力事業者は、協力して放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</p> <p>○地方公共団体は、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、各種制限措置の解除を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 原子力艦の原子力災害</p> <p>(略)</p> <p>第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>(2) 放射能影響の早期把握のための活動</p> <p>○原子力規制委員会は、国〔海上保安庁、水産庁〕及び関係地方公共団体の協力を得て、原子力艦の寄港する港湾等における放射能水準の調査を行うものとする。</p> <p>○原子力規制委員会は、放射能調査によってモニタリング値に異常が検知され、原子力艦緊急事態に至る可能性がある場合は、官邸〔内閣官房〕、関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するとともに環境モニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。</p>	<p>第4章 原子力艦の原子力災害</p> <p>(略)</p> <p>第1節 情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(略)</p> <p>(2) 放射能影響の早期把握のための活動</p> <p>○原子力規制委員会は、国〔海上保安庁、水産庁〕及び関係地方公共団体の協力を得て、原子力艦の寄港する港湾等における放射能調査を行うものとする。</p> <p>○原子力規制委員会は、放射能調査で異常が検知され、原子力艦緊急事態に至る可能性がある場合は、官邸〔内閣官房〕、関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するとともに環境放射線モニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。</p>

修正前	修正後
<p>○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、国〔原子力規制委員会〕が行う<u>環境モニタリング</u>の強化のための取組を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔防衛省〕は、空からの<u>モニタリング</u>又は海上における<u>モニタリング</u>に関し、都道府県知事等から要請があった場合は、<u>放射線モニタリングを支援する</u>ものとする。</p> <p>○国〔海上保安庁〕は、海上における<u>モニタリング</u>に関し、都道府県知事等から要請があった場合は、<u>放射線モニタリングを支援する</u>ものとする。</p> <p>○関係地方公共団体は、国〔原子力規制委員会〕と協力して<u>放射線モニタリング</u>の実施に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、国〔原子力規制委員会〕が行う<u>環境放射線モニタリング</u>の強化のための取組を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔防衛省〕は、空からの又は海上における<u>緊急時モニタリング</u>に関し、都道府県知事等から要請があった場合は、<u>その支援を行う</u>ものとする。</p> <p>○国〔海上保安庁〕は、海上における<u>緊急時モニタリング</u>に関し、都道府県知事等から要請があった場合は、<u>その支援を行う</u>ものとする。</p> <p>○関係地方公共団体は、国〔原子力規制委員会〕と協力して<u>放射線調査</u>の実施に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 屋内退避、避難の受入れ等の防護及び情報提供活動</p> <p>(略)</p>
<p>3 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>(略)</p> <p>○非常災害対策本部等は、<u>環境モニタリング</u>の結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用るべき時機を指示するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>(略)</p> <p>○非常災害対策本部等は、<u>緊急時モニタリング</u>の結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用るべき時機を指示するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第5節 救助・救急及び医療活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 国、地方公共団体による救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>○関係地方公共団体は、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質に係る情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>原子力災害医療</u>の実施</p> <p>○関係都道府県は、医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、<u>原子力災害医療</u>活動を行うものとする。</p> <p>○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の派遣する医療従事者等は、被ばく医療に係る医療チームとして、関係都道府県の災害対策本部の下で、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p>	<p>第5節 救助・救急及び医療活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 国、地方公共団体による救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>○関係地方公共団体は、<u>被ばく傷病者等</u>の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質に係る情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>被ばく医療</u>の実施</p> <p>○関係都道府県は、医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、<u>被ばく医療活動</u>を行うものとする。</p> <p>○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の派遣する医療従事者等は、被ばく医療に係る医療チームとして、関係都道府県の災害対策本部の下で、<u>被ばく傷病者等</u>に対する診療について、各地域で中核的な機能を担う拠点となる医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p>

修正前	修正後
<p>て、各地域で中核的な機能を担う拠点となる<u>原子力災害医療機関</u>の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は、各地域で中核的な機能を担う拠点となる<u>原子力災害医療機関</u>等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p> <p>○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者</u>に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合、これに協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁〕は、<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について、関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。</p> <p>○自衛隊は、関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	
	<p>(略)</p> <p>○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は、各地域で中核的な機能を担う拠点となる医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p> <p>○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の<u>被ばく傷病者等</u>に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合、これに協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔消防庁〕は、<u>被ばく傷病者等</u>の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について、関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。</p> <p>○自衛隊は、関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ<u>被ばく傷病者等</u>の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

第13編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
第13編 危険物等災害対策編 (略)	第13編 危険物等災害対策編 (略)

第14編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
第14編 大規模な火事災害対策編 (略)	第14編 大規模な火事災害対策編 (略)
第2章 災害応急対策 (略)	第2章 災害応急対策 (略)
第5節 施設・設備等の応急復旧活動 (新規) (新規) (新規)	第5節 <u>災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び施設・設備等の応急復旧活動</u> <u>1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</u> <u>○第2編2章3節1項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」</u> <u>2 施設・設備等の応急復旧活動</u> ○第2編2章3節2項(1)「施設・設備の応急復旧活動」 (略)
○第2編2章3節2項(1)「施設・設備の応急復旧活動」 (略)	

第15編 林野火災対策編

修正前	修正後
第15編 林野火災対策編 (略)	第15編 林野火災対策編 (略)

以上